

# 特記仕様書

委託事業名：橿原公苑地質調査業務

業務場所：橿原市畝傍町 地内

## 第1条（適用）

本業務の履行にあたっては本特記仕様書によるほか、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。「共通仕様書」に対する特記事項は以下のとおりとし、業務遂行上必要となる事項等が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

## 第2条（目的）

本調査は、橿原公苑新弓道場新築工事、陸上競技場・野球場改修工事に係る詳細設計等に必要詳細設計等の基礎資料を得るために、地質調査を実施し、関連する資料の収集・整理・解析等を行うものである。

## 第3条（業務内容）

### 1 地質調査業務

(1) ボーリング調査 N=13本

【弓道場 5本、陸上競技場 2本、野球場 6本】

土質ボーリング（ノンコアボーリング）50m以下 鉛直下方 66mm 12本

土質ボーリング（ノンコアボーリング）50m以下 鉛直下方 116mm 1本

(2) 原位置試験 N=1式

(3) サンプルング N=1式

(4) 室内土質試験 N=1式

※当初調査数量は、調査数量表（別紙1 調査数量表）によるものとする

### 2 解析等調査業務

(1) 解析等調査 1式

## 第4条（土地への立ち入り等）

- ・業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失のうち監督員との協議により特に指示があったもの以外については請負者の負担とする。
- ・現地調査を実施する場合、調査員のうち1人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務

にあたるものとする。

- ・身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- ・進入路、資材置き場等、外業の作業上必要な土地等を第三者から借用するときは、事前にその土地等の所有者の承諾を得るものとする。また、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように、調査完了後には必ず所有者と立会の上引き渡しを行うものとする。

#### 第5条（技術者の資格要件）

本業務の主任技術者は、次に示す技術者を各1名、この業務を行う期間中配置すること。なお、配置する技術者は雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち主任技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

##### 技術者（ア）（主任技術者）

次の①～③のいずれかの資格を有する者

##### 技術者（イ）

次の①～⑤のいずれかの資格を有する者

- ① 技術士法第3条第1項による登録を受けた技術士であつて合格した第二次試験の技術部門と選択科目が次のいずれかである者
  - i 「総合技術監理部門」・「建設一般－土質及び基礎」
  - ii 「総合技術監理部門」・「応用理学－地質」
  - iii 「建設部門」・「土質及び基礎」
  - iv 「応用理学部門」・「地質」
- ② 一般社団法人建設コンサルタンツ協会に登録されるシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)であつて登録部門が「地質」又は「土質及び基礎」である者
- ③ 上記①と同等の能力と経験を有する技術者  
ただし、③における「上記①と同等の能力と経験を有する技術者」とは、国土交通省「地質調査業登録規程」第3条一項ロにより認定された技術者、又は、大学若しくは高等専門学校において、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む）、建築学、鉱山学、地学又は物理学に関する学科を修めて卒業した後、地質調査に関して15年以上の実務経験を有する者とする。
- ④ 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験規程第1条に基づく地質調査技士資格検定試験（部門を現場調査部門又は現場技術・管理部門とするものに限る。）に合格した者又は平成14年8月23日の改正前の地質調査技士資格検定試験規程第1条に基づく地質調査技士資格検定試験に合格した者
- ⑤ 高等学校において土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む）、建築

学、地質工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業後10年以上もしくは、大学又は高等専門学校で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、8年以上地質又は土質調査及び計測に関する実務を有する者

#### 第6条（関連業務との調整）

本業務の履行にあたり、下記業務と連携を図るものとする。

- ・ 橿原公苑新弓道場新設および競技場等改修基本・実施設計業務

#### 第7条（打合せ等）

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回を行うものとする。なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として主任技術者が立会うものとする。各回の打ち合わせ完了時には、その結果に基づいて受注者が共通仕様書に定める書面（打合せ記録簿）に速やかに記録し、相互に確認しなければならない。

#### 第8条（成果品）

##### 1 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び奈良県が策定した「土木積算業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。また、各チェックシート（着手時、納品時、検査前）は必ず提出し、チェックシートの設計書コードについてはテクリスコードと異なるため、調査職員の指示を仰ぐこと。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議すること。

##### 2 成果品の提出

成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとしてCD-Rに納め（プラスチックケースに入れ、緩衝材で保護されたファイルで納品すること）3部提出するとともに、製本版1部（報告書（簡易製本）、図面（A1大判図及びA3縮小版図））を納品する。「要領」で特に記載の無い項目については、調査（監督）職員と協議のうえ決定するものとする。

#### 第9条（その他）

- 1 受注者はボーリング調査や試掘による埋設管の破損を回避するため、関西電力、N T T、大阪ガス、水道等の埋設物について位置、規模、構造等の照会を行い、平面図等に示すと共に、「占用物等報告書」（別紙2）を作成して、調査（監督）職員の確認を受けた後に各種調査を開始するものとする。
- 2 業務期間中、踏査など現道上での作業により交通危害の恐れがある場合は、有用な保安要員及び保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
- 3 現地作業時においては、地権者、近隣住民及び通行者に対し、誠実な対応を心がけるものとする。
- 4 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- 5 現地調査期間外においては、県有地内に資機材を残置しないこと。
- 6 現地調査期間外においては、主任技術者、照査技術者及び担当技術者については専任とはしない。

別紙2 占用物等報告書

占用物等報告書

| 占用物種別         | 設置位置   | 確認事項                                     |
|---------------|--|--|
| 例)<br>県営水道管理設 | No. 2 横断管<br>鋼管 φ mm                             | 調査日 令和 年 月 日<br>奈良県水道送水センター<br>Tel<br>氏名 |
| 例)<br>〇〇市下水   | No. 10+10 (右) ~No. 20+0 (右)<br>横断管<br>ヒューム管 φ mm | 調査日 令和 年 月 日<br>〇〇市下水道課<br>Tel<br>氏名     |
| 例)<br>信号柱     | No. 11+10 (右)<br>鋼管ポール φ mm                      | 調査日 令和 年 月 日<br>〇〇警察<br>Tel<br>氏名        |
| 例)<br>電柱      | No. 25+10 (右)<br>コンクリート柱 φ mm<br>H mm            | 調査日 令和 年 月 日<br>関西電力△△営業所<br>Tel<br>氏名   |

※確認事項は占有者に聞き取り調査した場合、占有者の相手氏名も記入する。

調査した結果、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

受注者名  
及び調査員名 印

確認監督員 印